



募集期間

5月 29 日まで

## 地域で進める まちづくり

### 「まちづくり事業支援交付金」制度

地域づくり、ボランティア団体等の育成事業や地域振興のためのイベント事業、地域文化の継承・活用のための事業など、まちづくりへの積極的な参加を促すことを目的とした事業を支援する制度です。

今年度から支援の幅を広げ、地域団体の活動に必要な備品整備、地域会館の改修整備などのハード事業にも活用できるようになりました。

詳細は、お問い合わせください。

#### 交付対象事業

ソフト事業	①地域づくり、ボランティア団体の育成に関する各種事業経費 ②地域振興のためのイベント事業経費 ③地域文化の継承・活用のための事業経費 ④地域資源を活用した事業経費 ⑤N P O 法人設立における設立初年度の経費支援。また、設立後 3 年までの運営支援など
ハード事業	①地域団体の活動に必要な備品整備 ②地域防災施設整備 ③地域会館の改修整備 ④伝統文化の継承、歴史的施設の保全・活用に資する施設整備 ⑤観光振興に必要な施設整備や地元資源を活用した 6 次産業化のための施設整備

交付対象者 町内に住所を有する者を中心構成されるコミュニティ団体、ボランティア団体など

交付額 ソフト：上限 50 万円・下限 5 万円  
(助成対象事業経費の 8/10 以内)  
ハード：上限 500 万円・下限は 10 万円  
(助成対象事業経費の 8/10 以内)

応募期限 5 月 29 日(金)

申込み・問合せ まちづくり推進課 ☎ 2514

## アイデアひとつで まちづくり

### 安平町地域ブランド化推進事業 支援補助金

地域資源を活用した新たな商品の開発や商品化、宣伝普及活動等、安平町の地場産品の付加価値向上を目的に取り組まれる各種事業に対して町から補助金を交付します。

詳細はお問い合わせください。

#### 交付対象事業

- ①町の資源を活かした特産品開発事業
- ②町の地場産品を改良し、付加価値向上をはかる事業
- ③生産技術の開発、新技術取得のための調査研究
- ④町の知名度高揚や特産品の宣伝普及に資する事業

対象者 ・町内に住所を有する個人

・町内に事業所等を有する法人（団体）

補助額 事業経費の 10/10 以内

（上限 50 万／下限 5 万）

※ただし、イベント等への出店にかかる出店料・旅費・販売員経費の補助は、総事業経費の 40 %まで。

申請方法 所定の申請書、計画書を作成のうえ、提出してください。（様式はお問い合わせください。）

#### ※決定について

審査会での協議を経て補助の可否を決定します。（6 月予定）

応募期限 5 月 29 日(金)

申込み・問合せ まちづくり推進課 ☎ 2514

